

議会受付番号	鎌議第 1552 号
質問者	上畠寛弘 議員
答弁する者	職員課担当課長（職員課・資産税課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項（鎌倉市議会会議規則第105条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

資産税課、職員課内の懲戒対象行為の実態

2 質問の要旨

総務部内に於いては、あろうことか、納税課に於いて遅刻行為や公文書改竄行為が発生した。総務部によって市役所全体の信頼は失墜し、小原芳則と庶務担当者の責任は重大である。以上から総務部内の状況を確認する。

資産税課内に於ける平成26年から本日10月26日までに遅刻者と公文書改竄の事実はあるか。（各係長以上の遅刻の有無と担当業務を示せ）

同様に、職員課内に於ける平成26年から本日10月26日までに遅刻者と公文書改竄の事実はあるか。（同様に各係長以上の遅刻の有無と担当業務）但し、職員課に異動してきた者は担当していた前業務と前職位、異動前の状況も示せ。

3 答弁

資産税課において遅刻をした職員はおりませんでした。また、公文書改ざん行為の事実もありません。

職員課においても遅刻をした職員はおりませんでした。また、公文書改ざん行為の事実もありません。